

## 青森県農林水産部車両賃貸借契約 入札説明書

令和7年4月4日付けで公告した一般競争入札に参加しようとする者は、別に定めるもののほか、次の事項を熟知し、かつ、遵守しなければならない。

### 1 発注者

青森県知事 宮下 宗一郎

### 2 入札に付する事項

#### (1) 名称

青森県農林水産部車両賃貸借契約

#### (2) 概要

次に掲げる物件の賃貸借期間における賃貸借料（保守を含む）とし、その物件に要求する仕様等は、別紙仕様書（1）～（3）のとおり。

青森県農林水産部車両 一式

#### (3) 借入期間

令和7年10月1日から令和14年9月30日まで

#### (4) 賃貸借物件の納入

契約締結後、県と納入スケジュールについて調整の上、随時納入すること。

#### (5) 納入場所

青森県の行政機関

別紙契約書（案）のとおり

### 3 入札説明書の交付及び契約条項を示す場所等

#### (1) 入札説明書の交付及び契約条項を示す場所並びに問合せ先

〒030-8570

青森県青森市長島一丁目1番1号 青森県庁舎北棟5階

青森県農林水産部農林水産政策課 経理グループ

電話 017-734-9460

#### (2) ホームページによる入札説明書等の公開

入札説明書等は、下記ホームページで公開する。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/nosui/syaryo.html>

### 4 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

### (1) 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

ア 地方自治法施行令167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

イ 令和5年6月12日青森県告示第404号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和6年2月13日青森県告示第86号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和7年2月10日青森県告示第60号の一のいずれかの規定により、入札の日までにAの等級に格付された者であること。

ウ 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までに、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

エ 納入する自動車について、県が示した仕様を満たすこと及び保守・修繕の体制が整備されていることを証明した者であること。

### (2) 入札に参加する者に必要な資格の確認

一般競争入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格審査申請書（第1号、第2号様式及び第3号様式。以下「申請書」という。）を提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

なお、申請書の内容について、説明及び必要に応じた内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

また、申請書には書類ごとに当該入札への参加を希望する者の住所及び氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）の記名及び押印（外国人又は外国法人の場合は、当該個人又は当該法人の代表者の署名）をしなければならない。

資格の確認結果については、一般競争入札参加資格確認結果通知書（第5号様式）により通知する。

ア 提出期限 令和7年4月23日（水） 17時

イ 提出場所 青森県青森市長島一丁目1番1号 青森県庁舎北棟5階  
青森県農林水産部農林水産政策課経理グループ

ウ 提出部数 1部

## 6 入札に関する質問

(1) 質問がある場合、次により提出すること。ただし、一般的事項については、随時、電話又は口頭により照会して差し支えないこと。

ア 提出期間

令和7年4月17日（木） 17時まで

イ 提出場所

5の（2）イに同じ。

ウ 提出方法

質問書（第4号様式）により、原則として電子メールにより提出するものとし、やむを得ない場合に限り、持参、郵送又はファクシミリによる提出を認めるものとする。

なお、質問者は、質問書を提出した際には電話により県に到着を確認すること。

電送時における件名及び送信先メールアドレスは次のとおり。

（ア）件名 【車両賃貸借】質問書の提出について

（イ）メールアドレス nosui@pref.aomori.lg.jp

（2）回答方法

回答は、令和7年4月22日（火）17時までに、質問書を提出した者宛てに電子メールで回答するほか、3（2）記載のホームページに記載する。

質問内容が、質問書を提出した者固有の内容に係る場合等については、上記ホームページに記載しないこととする。

## 7 一般競争入札に参加しようとする者に要求される事項

- （1）一般競争入札に参加しようとする者は、当該入札の執行が完了するまでは、いつでも当該入札を辞退することができる。
- （2）一般競争入札に参加しようとする者は、入札日の前日までの間において、提出した書類に関し説明を求められた場合はそれに応じなければならない。

## 8 入札及び開札に関する事項

- （1）日時 令和7年5月15日（木） 10時
- （2）場所 青森県青森市長島一丁目1番1号  
青森県庁舎北棟5階 農林水産部B会議室
- （3）入札保証金  
青森県財務規則第132条第1項第2号の規定により免除する。
- （4）入札に関する注意事項  
ア 入札に参加する場合には、下記の書類を持参又は郵送すること。
  - （ア）一般競争入札参加資格確認結果通知書
  - （イ）委任代理人が入札するとき、委任状（既に有効な期間委任状を提出している場合は、持参不要である。）

※ ○○営業所等の支社であり、かつ、支店長以外の者が入札に参加する場合は、副委任代理人となり、本社から支社への委任状及び支店長から入札参加者への委任状を要する。

イ 入札に当たっては、青森県財務規則の「入札者心得書（ただし、第4条第8項及び第6条（B）を除く）」を遵守すること。

ウ 入札書には、別紙参考書式を参考に、次の事項を記載すること。

（ア）入札年月日

（イ）あて名は、「青森県知事」とする。

（ウ）入札への参加を希望する者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の職氏名及び印又は署名）

（エ）入札金額

（オ）入札件名

（カ）賃貸借物件の名称及び数量等

エ 落札決定に当たっては、入札書（別紙書式）に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 入札書の提出方法

持参又は郵送による。持参の場合は7（1）及び（2）に定める日時及び場所に提出するものとする。郵便により入札を希望する場合は、二重封筒により書留又は簡易書留郵便とし、中封筒に入札書を入れて封印の上、入札件名、入開札期日及び入札者の氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を表記し、表封筒には「令和7年5月15日入開札、件名、入札書在中」と朱書きの上、青森県農林水産部農林水産政策課長宛てに親展により令和7年5月14日午後5時までに提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリ、電子メールによる入札は認めないものとする。

カ 入開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

キ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、身分証明書等を提示しなければならない。

ク 入札が開始されてから入札を辞退するときは、入札執行者に入札辞退届を提出する、又は入札書に「辞退」と記入して入札箱に投函するものとする。

る。

ケ 委任代理人が入札を行おうとするときは、入札書に委任代理人の氏名（法人の場合は、当該法人の名称又は商号及び代表者名）の記名及び押印（外国人又は外国法人の場合は、当該個人又は当該法人の代表者の署名）をしなければならないものとする。

コ 再度入札等

（ア）開札した場合において落札となるべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、この場合において郵便により入札を行った者がいるときは、入開札の日時及び場所を速やかに定め、再度の入札を行う。

（イ）無効の入札を行った者及び入札を辞退した者は再度の入札に参加できない。

（ウ）2回目の入札において、落札者がなく、かつ、1者を除いて他の入札者が全て辞退した場合又は1者を除いて有効な入札を行った者がいない場合は、以後の再度入札は行わず、その1者との随意契約によるものとする。

（エ）3回目の入札において、落札者がいないときは、最低価格の入札者との随意契約により契約を締結する。

（5）入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札の参加資格のない者がした入札

イ 同一の入札について2以上の入札をした者の入札

ウ 公正な価格の成立を害し、又は不正な利益を得るために連合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

エ 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱若しくは識別しがたい入札又は金額を訂正した入札

オ その他入札に関する条件に違反した入札

（6）落札者の決定方法

ア 賃貸借に係る仕様が満たされていると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 9 入札結果の通知

入札結果の通知は、青森県財務規則第150条の10の規定により行う。

## 10 契約に関する事項

(1) 契約書(案) 別紙のとおり

(2) 契約保証金

契約者は、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

ア 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から7日以内に契約を締結する。

(4) 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が4の(1)に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該契約を締結しない。

## 11 問合せ先

〒030-8570

青森県青森市長島一丁目1番1号 青森県庁舎北棟5階

青森県農林水産部 農林水産政策課 経理グループ

電話 017-734-9460